

補助金見直し一覧

交付対象		見 直 し 前					見 直 し 結 果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考	
自治会交付金												
1	自治活動交付金	集落の自治活動振興支援と行政との連絡調整・文書配布に対する支援	内容は問わない	—	—		継続 審議中	区長協議会で継続審議	—	—		・ 現在、区長協議会検討委員会で交付金の配分方法を検討している。
2	廃棄物減量等推進委員会交付金	廃棄物減量等推進委員の活動に対し、報償費相当額を交付する。	各自治会単位での、分別の指導。その他、ごみの減量化に関する指導。	—	—	均等割 6,877円/1集落 世帯割 176円/1世帯	統合	将来的に自治会への各種交付金の統合をはかる 自治活動交付金の決定後に統合	—	—	—	・自治活動交付金の見直し完了後に、自治会への各種交付金の統合を図る
3	町保健委員会交付金	各集落の保健委員に交付金を支出するもの		—	—	・岸本地区 均等割 (4割) 11,033円/1集落 世帯割 (6割) 473円/1世帯 ・溝口地区 世帯割 (10割) 473円/1世帯	統合	将来的に自治会への各種交付金の統合をはかる 自治活動交付金の決定後に統合	—	—	—	・自治活動交付金の見直し完了後に、自治会への各種交付金の統合を図る
自治会・集落・全住民												
4	公共施設整備事業 (街灯) 補助金 ①街灯新設(防犯灯)	集落内における街灯設置等への支援	街灯新設		100%	・補助対象事業限度額 15,000円/1ヶ所 ・新設に限る	継続	5ヵ年計画に計上分は継続する。途中新たに 出されたものは見直し後の新補助率にする	50%	50%	・ 補助対象事業費限度額 30,000円／1ヶ所 ・新設に限る	5ヵ年計画に計上分は継続する ・ 対象事業費限度額の変更 15,000円→30,000円へ ・ 補助率の変更 100%→50%へ
5	公共施設整備事業 (街灯) 補助金②電球取替	集落内における街灯設置等への支援	電球取替	50%	50%	・補助対象事業費 3,000円以下/1ヶ所 ・電球取替えに限る (点灯管、自動点滅器含む)	廃止	平成20年度から廃止	—	—	—	・実際にはこの補助を使わないで、自治会費用で取替えをされているところが多い。廃止の方で決定。ただ、現在の運用では、H18年度取替え分をH19年度で申請するので、H19年度は予算化 する必要がある。H20年度から廃止。

補助金見直し一覧

交付対象		見直し前					見直し結果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考	
6	公共施設整備事業(集落公共用地) 補助金	集落公民館等建設用地の取得支援	集落公共施設用地取得	75%	25%	・補助対象地積200㎡以上 ・補助対象事業費10万円以上500万円以内 ・単年度採択件数3件以内とする	継続	5ヵ年計画に計上分は継続する。途中新たに上されたものは見直し後の新補助率にする ⇒補助率5%削減	80%	20%	・補助対象地積200㎡以上 ・補助対象事業費10万円以上500万円以内 ・単年度採択件数3件以内とする	
7	公共施設整備事業(公園施設) 補助金	集落内の公園施設整備支援	遊び場、公園造成、遊具、植栽等公園設備	50%	50%	・補助対象事業費10万円以上250万円以下 ・公園整備に限る	継続	5ヵ年計画に計上分は継続する。途中新たに上されたものは見直し後の新補助率にする ⇒補助率5%削減	55%	45%	・補助対象事業費10万円以上250万円以下 ・公園整備に限る	
8	公共施設整備事業(公民館の整備拡充等) 補助金 ①公民館整備拡充(新築)	集落公民館等の整備支援	公民館整備の新築	40%	60%	・補助対象事業費 上限4,000万円 ・国県補助事業等を含む	継続	5ヵ年計画に計上分は継続する。途中新たに上されたものは見直し後の新補助率にする ⇒補助率10%削減	50%	50%	・補助対象事業費 上限4,000万円 ・国県補助事業等を含む	・総合計画の5ヵ年計画中は補助率を変更できないが、時期5ヵ年計画(H23年)からは補助率を補助金交付基準の50%にする。
9	公共施設整備事業(公民館の整備拡充等) 補助金 ②公民館整備拡充(増改築)	集落公民館等の整備支援	公民館整備の増改築	50%	50%	・補助対象事業費10万円以上500万円以内 ・国県補助事業等を含む	継続	5ヵ年計画に計上分は継続する。途中新たに上されたものは見直し後の新補助率にする ⇒補助率5%削減	55%	45%	・補助対象事業費10万円以上500万円以内 ・国県補助事業等を含む	・時期5ヵ年計画(H23年)からは補助率を45%にする

補助金見直し一覧

交付対象		見 直 し 前					見 直 し 結 果						
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			結果	区分	新補助率			見直し概要	
				受益者	町	補助率・採択基準等備考			結果内容	受益者	町		補助率・採択基準等備考
10	公共施設整備事業（公民館の整備拡充等）補助金 ③公民館に準ずる施設（新築）	集落公民館等の整備支援	公民館に準ずる施設の新築	60%	40%	・補助対象事業費上限4,000万円 ・国県補助事業等を含む	統合	類似の補助事業は統合 5ヵ年計画に計上分は継続する。途中新たに 出されたものは見直し後の新補助率にする ⇒補助率5%削減	65%	35%	・補助対象事業費上限4,000万円 ・国県補助事業等を含む [補助対象経費] ・コミュニティ施設に関するものは4,000万円以内 ・それ以外の施設(作業場・倉庫など)は50万円以上500万円以下	[No33] 公共農作業所等（近代化施設①新築）の施設整備を統合する。 [No42] 大型共同利用機械導入及び共同利用施設設置事業補助金④共同利用施設整備（新築）を統合する ・公共農作業所等の施設整備の項目をつくる。 ・申請者からの受付窓口は町づくり推進室に一本化し、担当の産業振興課に役場内部で振り分ける。したがって対象を自治会だけでなく、団体等も加える。要綱も一本化する。	
11	公共施設整備事業（公民館の整備拡充等）補助金 ④公民館に準ずる施設（増改築）	集落公民館等の整備支援	公民館に準ずる施設の増改築	60%	40%	・補助対象事業費10万円以上500万円以内 ・国県補助事業等を含む	統合	類似の補助事業は統合 5ヵ年計画に計上分は継続する。途中新たに 出されたものは見直し後の新補助率にする ⇒補助率5%削減	65%	35%	・補助対象事業費10万円以上500万円以内 ・国県補助事業等を含む	[No34] の公共施設整備事業補助金（近代化施設②増改築）を統合 [No42] 大型共同利用機械導入及び共同利用施設設置事業補助金④共同利用施設整備（増改築）を統合する ・取扱いは [No10] 公共施設整備事業（公民館に準ずる施設 新設）補助金と同様	
12	公共施設整備事業（その他公共施設）補助金 ①フェンス等	集落公共施設に付随する施設の整備支援	フェンス等	50%	50%		継続	5ヵ年計画に計上分は継続する。途中新たに 出されたものは見直し後の新補助率にする ⇒補助率5%削減	55%	45%			
13	公共施設整備事業（その他公共施設）補助金 ②改修	集落公共施設に付随する施設の整備支援	集落公共施設の下水道接続のための改修 集落公共施設の福祉機能増強のための改修	40%	60%		継続	5ヵ年計画に計上分は継続する。途中新たに 出されたものは見直し後の新補助率にする ⇒補助率10%削減	50%	50%		・5ヵ年計画で出されているものは現行のとりの補助率として継続し、時期5ヵ年計画（H23年）からは補助率等の見直しを行なう	

補助金見直し一覧

交付対象		見直し前					見直し結果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考	
14	消防施設整備補助金(ポンプ購入)①小規模自治会(30戸以下)	消防ポンプ購入に際し補助を行い、自衛消防体制の整備を図る。	消防ポンプ購入	20%	80%	国県補助金がある場合は、これを含め地元負担2割	継続	5ヵ年計画に計上分は継続する。途中新たに提出されたものは見直し後の新補助率にする ⇒補助率10%削減	30%	70%	国県補助金がある場合は、これを含め地元負担3割	・5ヵ年計画で出されているものは現行のとりの補助率として継続し、時期5ヵ年計画(H23年)からは補助率等の見直しを行なう
15	消防施設整備補助金(ポンプ購入)②その他自治会(31戸以上)	消防ポンプ購入に際し補助を行い、自衛消防体制の整備を図る。	消防ポンプ購入	30%	70%	国県補助金がある場合は、これを含め地元負担3割	継続	5ヵ年計画に計上分は継続する。途中新たに提出されたものは見直し後の新補助率にする ⇒補助率10%削減	40%	60%	国県補助金がある場合は、これを含め地元負担4割	・5ヵ年計画で出されているものは現行のとりの補助率として継続し、時期5ヵ年計画(H23年)からは補助率等の見直しを行なう
16	消防ポンプ車庫整備補助金	自主防災組織等で所有する消防ポンプの車庫の整備の支援	消防ポンプ車庫整備	40%	60%	補助対象事業費5万円以上	継続	5ヵ年計画に計上分は継続する。途中新たに提出されたものは見直し後の新補助率にする ⇒補助率10%削減	50%	50%	補助対象事業費5万円以上	・5ヵ年計画で出されているものは現行のとりの補助率として継続し、時期5ヵ年計画(H23年)からは補助率等の見直しを行なう
17	消防施設整備事業補助金(ホース・管槍)	自主防災組織等で購入するホース・管槍の整備支援	ホース・管槍購入	50%	50%		継続	5ヵ年計画に計上分は継続する。途中新たに提出されたものは見直し後の新補助率にする ⇒補助率5%削減	55%	45%		
18	消防施設整備事業補助金(ホース格納庫・ホース乾燥塔)	自主防災組織等のホース格納庫・乾燥塔の整備支援	ホース格納庫・乾燥塔整備	50%	50%		継続	5ヵ年計画に計上分は継続する。途中新たに提出されたものは見直し後の新補助率にする ⇒補助率5%削減	55%	45%		
19	消防施設整備事業補助金(ポンプ維持費)	自主防災組織で管理するポンプの維持費(ガソリン代・オイル代)を支援	軽可搬ポンプ維持	—	—	定額 15,000円	廃止	H19年度より廃止	—	—	—	・各集落の自衛消防は自主的な組織として日常的な費用負担は地元をお願いする

補助金見直し一覧

交付対象		見直し前					見直し結果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考	
20	消防施設整備事業補助金(ポンプ管理費)	消防ポンプの管理(修理等)に関する経費を補助。	消防ポンプ修理	50%	50%	補助対象事業費5万円以上	継続	5ヵ年計画に計上分は継続する。途中新たに 出されたものは見直し後の新補助率にする ⇒補助率5%削減	55%	45%	補助対象事業費5万円以上	
21	消防施設整備事業補助金(防火水槽)	集落が行う防火水槽の修理等の支援	防火水槽整備	20%	80%	・修理についてのみ対象 ・土地、補償費は補助対象外	継続	5ヵ年計画に計上分は継続する。途中新たに 出されたものは見直し後の新補助率にする ⇒補助率10%削減	30%	70%	・修理についてのみ対象 ・土地、補償費は補助対象外	・現行どおり継続する
22	消防施設整備事業補助金(消火栓)	集落が行なう消火栓修理及び移設、水道計画外の新設	消火栓整備	20%	80%		継続	5ヵ年計画に計上分は継続する。また、途中新たに 出されたものも補助率は現行どおりとする。 ⇒但し、H23年度からは原則どおり補助率10%削減	30%	70%		・基本的には町が整備する。水道計画外のもの、自己都合で設置する 場合が補助対象である。H22年度までは5ヵ年計画で計上されていないものも、初期消火施設の重要性から緊急性があるものとして現行どおりの補助率とする。
23	地域活動補助金(集落等)	地域活動団体(老人クラブは除く)の育成及び地域活動の活性化を最長3年間支援する。	地域課題の解決につながる活動、住民自治のステップアップにつながる事業、個性ある地域づくりにつながる事業	50%	50%	・補助対象限度額50,000円 ・補助交付期間3年以内	継続	補助率5%削減	55%	45%	・補助対象限度額50,000円 ・補助交付期間3年以内	・継続する補助金とするが、早期に地域活動補助金制度の根本的な見直し(補助率、事業費上限、対象事業、名称等の見直し)が必要。 ・新制度が構築されるまでは、現状維持。
24	交通災害共済加入補助金	町民の交通災害時の負担軽減を目的とした、交通災害共済加入促進補助金		80%	20%	定額 200円/1人	継続		80%	20%	定額 200円/1人	

補助金見直し一覧

交付対象		見直し前					見直し結果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考	
25	公共施設整備事業（ごみ集積所）補助金	ごみ集積所の整備支援	新築、改造、修繕	50%	50%	・補助限度額 70,000円/㎡ (新築の場合のみ) ・改造、修繕に係る対象事業限度額については、これを設けず、実費を対象事業費とする。	継続	補助率5%削減	55%	45%	・補助限度額 70,000円/㎡ (新築の場合のみ) ・修繕については、事業費の下限を5万円に設定	・ごみ収集の効率化を図るため、継続する。 ・修繕については、事業費の下限を5万円に設定する。
26	生ゴミ処理機（電気式家庭用）購入補助金	生ゴミの減量化と再資源化のため生ゴミ処理機（電気式家庭用）購入を支援	生ゴミ処理機（電気式家庭用）購入	75%	25%	・限度額 20,000円/1世帯 ・一世帯1台とする	廃止	H19年度から廃止	—	—	—	・廃止する。 ・補助制度利用者が少ないため、ゴミの減量化推進の別な施策を検討する。
27	生ゴミ処理容器（コンポスト）購入補助金	生ゴミの減量化と再資源化のためコンポストを安価で購入できるよう支援	コンポスト購入	50%	50%	・一世帯1台とする	継続	補助率5%削減	55%	45%	・一世帯1台とする	・減量化のPRを強化する。
28	敬老会補助金	高齢者の長寿を祝い、町発展に寄与された労苦をねぎらう。	敬老事業 1.各地区公民館等での会食に要する経費 2.敬老会該当者への記念品贈呈に要する経費 3.子供会等との世代間交流に要する経費	—	—	定額 3,000円/1人 (各年度の9月1日現在で満77歳以上となる者の人数に3千円を乗じた額)	継続	平成23年度（次期5カ年計画）から見直しをはかる	—	—	定額 3,000円/1人 (各年度の9月1日現在で満77歳以上となる者の人数に3千円を乗じた額)	・次の5カ年計画に合わせて見直しをする。
29	除雪機械購入事業補助金	集落内道路除雪のための機械購入支援	除雪機械購入事業	50%	50%	補助対象事業費 10万円以上100万円以内	継続	補助率5%削減	55%	45%	補助対象事業費 10万円以上100万円以内	

補助金見直し一覧

交付対象		見 直 し 前					見 直 し 結 果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			結果	区分 結果内容	新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考			受益者	町	補助率・採択基準等備考	
30	除雪機械燃料費補助 事業補助金	町が貸与した除雪機械で 集落内町道等の除雪に使用 した燃料費について補助 する。	除雪機械燃料費購 入	—	—	・実費 ・町が貸与した除雪機械の みが対象(溝口地区内に貸 与している)	その他	補助金ではなく現物 支給とする	—	—	—	・現状は混合油を物納している。 人件費は奉仕でおこなってもらっ ている。
31	町道改良事業補助金 ①幅員4.0m以上	集落内のその他町道の維持 管理・改良を支援する。	幅員4.0m以上	20%	80%	・補助対象事業費 10万円以上250万円以内 ・対象事業は新築、拡幅、 舗装	継続	5ヵ年計画に計上分 は継続する。途中新 たに出されたものは 見直し後の新補助率 にする ⇒補助率10%削減	30%	70%	・補助対象事業費 10万円以上250万円以内 ・対象事業は新築、拡幅、舗 装	・80%補助の高率補助だが、集 落内道路は地元管理をお願いし ており、高補助率でもやむをえな いとする。当面は現状維持。 ・町道が交付税の対象とならな く なったりと町道をとりまく環境が 変化している。町道台帳の整理と ともに町道認定の見直しが必要。
32	町道改良事業補助金 ②幅員2.5m以上4.0m 未満	集落内のその他町道の維持 管理・改良を支援する。	幅員2.5m以上4.0m 未満	30%	70%	・補助対象事業費 10万円以上150万円以内 ・対象事業は新築、拡幅、 舗装	継続	5ヵ年計画に計上分 は継続する。途中新 たに出されたものは 見直し後の新補助率 にする ⇒補助率10%削減	40%	60%	・補助対象事業費 10万円以上150万円以内 ・対象事業は新築、拡幅、舗 装	・当面は現状維持
33	公共施設整備事業補 助金(近代化施設) ①新築	公共農作業所等の施設整 備に対する支援	新築	60%	40%	・補助対象事業費 50万円以上500万円以下 ・国県補助金を含む	統合	類似の補助事業は統 合	—	—	—	[No10] 公共施設整備事業(公民 館に準ずる施設 新設) 補助金へ 統合
34	公共施設整備事業補 助金(近代化施設) ②増改築	公共農作業所等の施設整 備に対する支援	増改築	60%	40%	・補助対象事業費 50万円以上500万円以下 ・国県補助金を含む	統合	類似の補助事業は統 合	—	—	—	[No11] 公共施設整備事業(公民 館に準ずる施設 増改築) 補助金 へ統合

補助金見直し一覧

交付対象		見直し前					見直し結果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考	
35	土地改良事業補助金 ①自治会・団体 (農道)	土地改良事業(水路・農道・ため池等)の整備支援	農道	40%	60%	対象事業費10万円以上120万円以下	継続	5ヵ年計画に計上分は継続する。途中新たに 出されたものは見直し後の新補助率にする ⇒補助率10%削減	50%	50%	対象事業費10万円以上120万円以下	・5ヵ年計画計上分は現状維持
36	土地改良事業補助金 ②自治会・団体 (かんがい排水)	土地改良事業(水路・農道・ため池等)の整備支援	かんがい排水	45%	55%	対象事業費10万円以上120万円以下	継続	5ヵ年計画に計上分は継続する。途中新たに 出されたものは見直し後の新補助率にする ⇒補助率10%削減	55%	45%	対象事業費10万円以上120万円以下	・5ヵ年計画計上分は現状維持
37	林業事業(林道)補助金 ①国・県補助なし	林道(道路幅員2.5m以上)の整備を支援する。	林道整備(国・県補助なし)	50%	50%	対象事業費10万円以上120万円以下	継続	5ヵ年計画に計上分は継続する。途中新たに 出されたものは見直し後の新補助率にする ⇒補助率5%削減	55%	45%	対象事業費10万円以上120万円以下	
38	造林事業補助金	自治会及び生産森林組合の所有する山林で実施される県補助対象の造林・間伐事業に対し町も補助し支援する。	人口造林・除間伐	35%	15%	・国県補助残の3割以内 ・対象事業費10万円以上120万円以下	減額	補助率変更 15%⇒10%		10%	・国県補助残の2割以内 ・対象事業費10万円以上120万円以下	・国、県の補助残を現在町は15%補助しているが、義務負担ではないので、補助率を下げる。 補助率15%⇒10%
39	大型共同利用機械導入事業補助金 ①大型共同利用機械購入(団体新規設立)	農業機械の過剰導入を避け、効率的機械利用と集落営農集団の組織化及び強化を支援	大型共同利用機械購入(団体新規設立による導入)	80%	20%	購入機械1台につき100万円以上	継続		80%	20%	購入機械1台につき100万円以上	

補助金見直し一覧

交付対象		見直し前					見直し結果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考	
40	大型共同利用機械導入事業補助金 ②大型共同利用機械購入(既存団体新機種導入)	農業機械の過剰導入を避け、効率的機械利用と集落営農集団の組織化及び強化を支援	大型共同利用機械購入(既存団体新機種導入)	80%	20%	購入機械1台につき100万円以上	継続		80%	20%	購入機械1台につき100万円以上	
41	大型共同利用機械導入事業補助金 ③大型共同利用機械購入(導入済機械更新)	農業機械の過剰導入を避け、効率的機械利用と集落営農集団の組織化及び強化を支援	大型共同利用機械購入(導入済機械更新)	90%	10%	購入機械1台につき100万円以上	継続		90%	10%	購入機械1台につき100万円以上	
42	大型共同利用機械導入及び共同利用施設設置事業補助金 ④共同利用施設整備	農業機械の過剰導入を避け、効率的機械利用と集落営農集団の組織化及び強化を支援	共同利用施設整備	60%	40%	・新・増・改築で50万円以上500万円以下 ・補助率は国県補助事業を含む	統合	類似の補助事業は統合	—	—	—	この事業としては廃止 [No10] [No11] 公民館に準ずる施設 新築・増改築に統合

補助金見直し一覧

交付対象		見 直 し 前					見 直 し 結 果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考	
各 種 団 体												
43	地域活動補助金 (青年をもって組織された団体)	地域活動団体(老人クラブは除く)の育成及び地域活動の活性化を最長3年間支援する。	地域・社会の発展に寄与する団体活動	50%	50%	・補助対象限度額 200千円 ・補助交付期間3年以内	継続	補助率5%削減	55%	45%	・補助対象限度額 200千円 ・補助交付期間3年以内	・継続する補助金とするが、早期に地域活動補助金制度の根本的な見直し(補助率、事業費上限、対象事業、名称等の見直し)が必要。 ・新制度が構築されるまでは、現状維持。
44	日光地区振興協議会 育成補助金	日光地区では協議会を立ち上げ、各戸から会費により事業をおこなっている。地域の活性化のため、この団体に補助金を交付している。	日光地区協議会活動	—	—	定額50,000円	統合	日光地区への補助金はまとめて交付金化する ⇒補助額5%削減	—	—	定額47,000円	・日光地区への補助金はまとめて交付金化する
45	日光地区河川公園環境整備事業補助金	日光地区にある河川公園を清掃する	河川公園環境整備事業	—	—	定額100千円	統合	日光地区への補助金はまとめて交付金化する ⇒補助額5%削減	—	—	定額95,000円	・日光地区への補助金はまとめて交付金化する
46	二部地区活性化推進機構補助金	二部地区では協議会を立ち上げ、各戸から会費により事業をおこなっている。地域の活性化のため、この団体に補助金を交付している。	二部地区活性化推進機構事業	—	—	定額50,000円	統合	二部地区への補助金はまとめて交付金化する ⇒補助額5%削減	—	—	定額47,000円	・二部地区への補助金はまとめて交付金化する
47	交通安全母の会補助金	交通安全意識の高揚と活動支援	交通安全に関する啓蒙活動、研修・講習会等	—	—	母の会連絡協 4万円/年 各団体 (中2小5保6) 15千円/年	減額		—	—	各団体 (中2小5保6) 15千円/年	・県交通安全母の会協議会への脱退を検討中であり、脱退による不要分は削減。 ・交付金化する。
48	消防団員福祉共済加入補助金	消防団員の福利向上のために任意共済加入金を補助する		34%	66%	定額 2,000円 補助率 2/3	減額		50%	50%	定額 1,500円	・現行の補助率2/3 (2,000円) → 補助率50% (1,500円) に変更する

補助金見直し一覧

交付対象		見直し前					見直し結果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考	
49	老人クラブ交通安全指導員協議会補助金	高齢者への交通安全意識の高揚、その他交通安全活動への支援	老人クラブ交通安全指導員協議会が行う活動	—	—	定額 50,000円	その他	交付金化して、補助額5%削減	—	—	定額47,000円	・現行どおり定額補助。 ・交付金化する。
50	伯耆町保護司会補助金	伯耆町保護司の実践活動を通じて、明るく住みよい地域社会をつくる。	保護司の実践活動(保護観察、環境調整、犯罪予防活動)	—	—	保護司1人あたり 限度額 50,000円 H18年度 50,000円×8人	継続	定額補助のため補助額5%削減 H18年度予算額より5%削減	—	—	保護司1人あたり 補助限度額 47,000円	・補助額については、1人当たり5万円の限度額による実績で精算しているが、他の類似する委員会等との考え方を調整する必要がある。 ・保護司会と協議の結果H19年度は1人当たり4万円とする
51	資源集団回収補助金	リサイクル・資源保護意識の醸成のため集団回収事業を支援する。	集団回収事業	—	—	収集量1kg当り3円	拡充・強化		—	—	収集量1kg当り3円	・継続し、全部の小学校で取組んでもらうよう強化する。
52	食生活改善推進協議会補助金	食生活の改善を通して、町民の健康づくりに寄与する。	食生活改善普及推進事業	—	—	H18年度補助額 285千円	減額	事業費及び負担金を補助対象とする。	—	45%	・補助対象経費は、事業費及び負担金とし、補助率上限45%以内とする ・補助対象経費は特定財源を除いたものとする	・補助対象経費は、事業費及び負担金とする
53	町民生委員協議会補助金	民生児童委員協議会としての活動により、各種研修会等を行い、民生委員・児童印活動の推進に資する。	町民生委員協議会運営費	—	—	H18年度予算額 2,981千円	継続	定額補助のため補助額5%削減 H18年度予算額より5%削減	—	—		・3年に1回(改選期)の県外視察は、継続するが、単価を5万円から3万5千円で検討する。これに合わせて、各委員会等の視察旅費も減額と交付基準の統一化を図るよう検討する。
54	町遺族会補助金	伯耆町遺族会の活動にかかる費用の一部を町より補助する。	遺族会運営事業	—	—	運営費1/2 忠魂碑管理費10/10	継続	・会議費は他の補助金同様に補助対象外。 ・町が補完すべき忠魂費管理費については現行のまま ・運営費については補助率5%削減	—	—	・運営費補助率45% ・忠魂碑管理費10/10	・継続する。但し、補助対象経費の根拠を明確にする。

補助金見直し一覧

交付対象		見 直 し 前					見 直 し 結 果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考	
55	心身障害児(者) 育成会補助金	育成会の運営補助	育成会の運営	50%	50%	補助限度額 80,000円	継続	補助率5%削減	55%	45%	補助限度額 80,000円	・ 継続して補助する
56	身体障害者福祉協会補助金	伯耆町身体障害者福祉協会の運営費の一部を助成する	伯耆町身体障害者福祉協会運営事業	50%	50%	補助限度額は予算範囲内 H18年度 392千円	継続	補助率5%削減	55%	45%		・ 継続して補助する
57	伯耆町母子会補助金	伯耆町連合母子会の活動にかかる費用の一部を町より補助する。	伯耆町連合母子会活動事業	50%	50%	現在、補助対象限度額は 200千円	継続	補助率5%削減	55%	45%		・ 今後も継続して補助するが、会議費は補助対象外とする
58	岸本作業所運営費補助金	岸本作業所の運営費の一部を助成する。	岸本作業所運営事業	40%	26%	国7.6%、県26%、町26%、受益者40.4%	継続		40%	26%	国7.6%、県26%、町26%、受益者40.4%	・ 国、県補助に対する義務負担
59	老人クラブ補助金 ①老人クラブ連合会	老人クラブ連合会及び単位老人クラブの活動支援	連合会運営費	39%	61%	H17年度 県補助対象限度額 1,012千円 県2/3 町1/3 プラス372千円	減額	義務負担以上部分は削減	—	—	義務負担以上の補助はなし 県2/3 町1/3	・ 義務負担以上の上乗せ補助部分は補助しない
60	老人クラブ補助金 ②単位老人クラブ 一般活動	老人クラブ連合会及び単位老人クラブの活動支援	一般活動	—	—	補助率：県2/3 町1/3	継続		—	—	補助率：県2/3 町1/3	義務負担
61	老人クラブ補助金 ③単位老人クラブ 地域福祉活動	老人クラブ連合会及び単位老人クラブの活動支援	地域福祉活動	33%	67%	補助対象限度額 50,000円/1事業	継続	補助率2/3⇒1/2へ	50%	50%	補助対象限度額 50,000円/1事業	・ 現状維持で補助制度は残すが、補助率については見直しを行なう。
62	老人クラブ事業 健康づくり事業	伯耆町老人クラブ連合会が行う健康づくりを主体とする活動にかかる費用に対して町が補助する。	健康づくり事業			補助率：県2/3 町1/3	継続		—	33%	補助率：県2/3 町1/3	義務負担

補助金見直し一覧

交付対象		見 直 し 前					見 直 し 結 果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考	
63	農事実行組合交付金	米の生産調整など町が行う農業に関する各種事業への協力に対する手当	町事業への協力	—	—	農実行組合長への交付 均等割 6,700円/1集落 戸数割 600円/1戸	廃止	平成19年度から廃止	—	—	—	・産地づくり交付金で対応できるのでH19年度から廃止 (H19年度より国からの交付金は農協が事務局をもつ協議会から支出される)
64	ふれあい祭補助金	町民と町来訪者の交流を通し、町の魅力をPRするために実施する祭を支援する。	森と清流の里ふれあい祭	—	—	当該年度の事業を検討し予算で定める額	その他	補助金としてではなく負担金として拠出する 補助額5%削減	—	—	—	・補助金としてではなく、負担金として拠出する
65	森林シンポジウム補助金	自然環境、森林保全について考える場として開催される森林シンポジウムの開催を支援する	森林シンポジウム開催事業	—	—	定額補助 50,000円	その他	負担金とする 補助金5万円 →負担金1万円	—	—	—	・H19年度は県から補助金が出される。町は補助金でなく負担金として拠出する。 H18年度定額50,000円→H19年度10,000円程度に変更
66	伯耆町営農協議会補助金	伯耆町農業全般の振興を目的に伯耆町営農協議会の運営費として補助を実施する。	伯耆町営農協議会の事業	—	—	定額 30,000円	廃止	H19年度より廃止	—	—	—	・経費の大半が、視察研修費や会議費であり、補助事業にそぐわないため廃止
67	大原千町地区新農業水利システム保全事業補助金			25%	25%	国50%、町25%、受益者25%	継続		25%	25%	国50%、町25%、受益者25%	・新規事業として実施中
68	農協生産部会補助事業	農協各生産部会の活動を支援し特産物の進行を図る。	自然薯部会、白ねぎ部会、椎茸部会、スイカ部会、メロン部会、和牛部会、花卉部会	—	—	定額 30,000円×11部会	継続	定額補助のため補助額5%削減 平成20年度に見直す	—	—	定額 28,000円×11部会	・H19年度は現状のまま。H20年度からの運営については補助金廃止の方向で農協部会と話し合い検討する。 ・重点的に支援する制度を創設する。
69	土地改良事業補助金 ③土地改良区	土地改良事業（水路・農道・ため池等）の整備支援	農道・かんがい排水	70%	30%	対象事業費10万円以上120万円以下	継続		70%	30%	対象事業費10万円以上120万円以下	

補助金見直し一覧

交付対象		見直し前					見直し結果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考	
70	産業活性化事業補助金 ①ハード事業	地域の特性を生かした魅力あるふるさとづくりを促進し、地域の活性化を図る。	地域特性を生かした特産品開発・地場産業振興事業 ハード事業	50%	50%	補助対象経費の2分の1以内 対象事業費5万円以上100万円以内	継続	制度ができるまでは現行のまま継続	50%	50%	補助対象経費の2分の1以内 対象事業費5万円以上100万円以内	・ブランド育成事業へ対応させるために事業内容の変更をし、新たな事業制度をつくる必要がある。 ・新制度ができるまでは現行のまま継続。
71	産業活性化事業補助金 ②ソフト事業	地域の特性を生かした魅力あるふるさとづくりを促進し、地域の活性化を図る。	地域特性を生かした特産品開発・地場産業振興事業 ソフト事業	50%	50%	補助対象経費の2分の1以内 対象事業費は総事業費の10%以内	継続	制度ができるまでは現行のまま継続	50%	50%	補助対象経費の2分の1以内 対象事業費は総事業費の10%以内	同上
72	大家畜経営維持資金 利子補給事業補助金	鳥インフルエンザによる家畜疾病経営維持資金借入れに伴う、関係市町村の利子補給		—	—	H18年度 96,000円	継続	他市町村との協議等で町の負担が決定	—	—	96,000円	・他市町村との協議による義務負担(3ヵ年)。H19年まで
73	放牧場運営管理費補助金			—	—	100円/1日 ×延べ4,268頭	その他	補助金になじまない事業	—	—	—	・大滝放牧場の管理は町の直営事業として行なう。
74	水田を中心とした土地利用型農業活性化対策事業 ①特産品生産助成	農地の保全、農業の推進を図るため水田を利用した農業を支援する。	特産品生産助成 (特産品として指定した作物)	—	80%	町80% 農協20%	廃止	社会情勢等の変化、補助の目的が不適切、事業効果が薄れている	—	—	—	・廃止(H19年度から) ・構造改革交付金として産地づくり交付金等から拠出。 (H19年度より国からの交付金は農協が事務局をもつ協議会から支出される)
75	水田を中心とした土地利用型農業活性化対策事業 ②畜産振興助成	農地の保全、農業の推進を図るため水田を利用した農業を支援する。	畜産振興助成 (青刈トウモロコシ・えん麦等)	—	80%	町80% 農協20%	廃止	社会情勢等の変化、補助の目的が不適切、事業効果が薄れている	—	—	—	・廃止(H19年度から) ・構造改革交付金として産地づくり交付金等から拠出。 (H19年度より国からの交付金は農協が事務局をもつ協議会から支出される)

補助金見直し一覧

交付対象		見直し前					見直し結果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考	
76	松林樹種転換事業補助金	松くい虫被害の拡大を防止するため、特に守るべき松林を囲う松林の樹種を転換し、被害の進入を抑える	松くい虫被害拡大防止区域の松を松以外の樹種への転換事業		10%	広葉樹 受益者0/10 町1/10 国県9/10 広葉樹以外 受益者1/10 町1/10 国県8/10	廃止	平成19年度から町補助を廃止 ※制度としては存続する。	—	—	—	・義務負担ではないので、町の補助を廃止。
77	元気な地域づくり交付金事業	農業用排水施設・農道・暗渠排水・客土・区画整理・土壌改良・農地造成・農用地保全・交換分合	農業生産基盤整備	30%	10%	国55% 県5%	継続					元気な地域づくり交付金事業は平成18年度で終了。 平成19年度から同様の事業として農山漁村活性化プロジェクト支援事業が始まるが、現在のところ補助率等詳細は未定である。
78	樹水開発リーゼンスラローム大会補助金	樹水高原スキー場で開催されるスキー大会運営補助	樹水開発リーゼンスラローム大会	—	—	定額600千円	廃止	平成18年度から廃止	—	—	—	・廃止（本年度（H18年度）から） ・従来、樹水スキークラブを中心におこなってきたが、大会運営開催が難しいことから今シーズンから廃止している。
79	きしもと清流祭り負担金	別所川溪流植物園で開催されるきしもと清流祭り運営補助（伯耆町と日本海新聞社が主催）	きしもと清流祭り	—	—	定額400千円	廃止	平成19年度から廃止	—	—	—	・廃止（H19年度から） ・当初は町内住民の方を対象におこなっていた事業であったが、現在は町外者がほとんどを占め、当初の目的にそぐわないものとなっているため廃止。但し、新聞社が独自に開催される可能性はある。
80	岸本きないや祭実行委員会補助金	岸本きないや祭運営補助	岸本きないや祭		100%	補助額上限550千円	継続	上限額を5%削減		100%	補助上限額522千円	
81	花火大会補助金	盆踊り花火大会運営補助	花火大会	—	—	定額1,000千円	継続	定額補助のため補助額5%削減	—	—	定額950千円	・基本的には継続する。 ・全町的なイベントになるように事業内容の変更を検討する必要がある。

補助金見直し一覧

交付対象		見直し前					見直し結果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考	
82	経済交流事業負担金	リゾート交流会運営負担金	リゾート交流会	—	—	H18年度 実額475千円	継続	定額補助のため補助額5%削減	—	—	定額451千円	・継続 ・事業の内容がマンネリ化しているため、内容の検討が必要。
83	大山ペンション村祭補助金	観光事業推進ため大山ペンション村が実施する祭を支援	大山ペンション村祭	50%	50%	定額300千円	減額	補助事業としては存続させるが、補助額を減額する。 ・定額300千円→200千円	—	—	定額200千円	・補助事業としては存続させるが、補助額を減額する。 ・定額300千円→200千円にする。
84	商工会補助金	商工会の運営支援	商工会運営事業	—	30%	商工会運営費補助金5,000千円 岸本駅業務補助金300千円	継続		—	—	商工会運営費補助金5,000千円 岸本駅業務補助金300千円	・継続する。但し、補助対象経費の根拠を明確にすること。
85	観光協会補助金	観光協会活動支援	観光協会の行う事業	—	—	ぶなの森 ウォーク800千円 協会補助金550千円	継続	H19年度から協会補助金のみ	—	—	協会補助金 550千円	・継続する。 ・H18年度実施の「ぶなの森ウォーク補助金」は単年度事業であるため次年度からはない。 「フェスティバル補助金」もH18年度で終了する。また、H18年度から補助金として拠出していた2,100千円相当分を指定管理料として拠出する予定。したがってH19年度からは協会補助金550千円のみになる。
86	日光女性会補助金	成人団体を支援していくことにより、本町の各成人団体の活動を活発にし、本町の活性化推進を目指す。	各種研修、ボランティア活動等	—	—	定額100千円	減額	補助額を減額し、3年以内に段階的に見直しをはかる。 ・H19年度(8万円)→H20年度(7万円) →H21年度見直し	—	—		・補助額を減額し、3年以内に段階的に見直しをはかる H19年度(8万円)→H20年度(7万円)→H21年度見直し ・他の団体補助基準と同様に会議費等は補助対象外とし、補助率も他団体との均衡をはかる
87	溝口地区巡回公民館補助金	各集落の集会所等における各種団体・グループによる自主的・自発的な文化・健康・仲間づくり等の活動を助成する。	集落の世代間交流・生活文化の振興・社会福祉の増進に関わる事業	—	—	定額3,000円×20回	廃止	平成19年度から廃止	—	—	—	・集落の集会所使用料相当分として支払っていたが、地域活動の一環であり、地域で負担(場所代、光熱費等)してもらうのが妥当なため廃止する

補助金見直し一覧

交付対象		見直し前					見直し結果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考	
88	二部地区巡回公民館補助金	各集落の集会所等で実施する、各種団体・グループ活動等んの自主的・自発的な文化・健康・仲間づくり等の助成を行う。	集落の世代間交流・生活文化の振興・社会福祉の増進に関わる事業	—	—	定額 3,000円×20回	廃止	平成19年度から廃止	—	—	—	同上
89	日光地区巡回公民館補助金	各集落の集会所等における各種団体・グループによる生涯教育の支援	集落の世代間交流・生涯教育にかかわる事業	—	—	定額 3,000円×20回	廃止	平成19年度から廃止	—	—	—	同上
90	小中学校PTA補助金 (伯耆町PTA協議会補助金)	PTA協議会の運営及び活動支援	PTA協議会の運営及び活動に関する事業	—	—	定額 50,000円	継続		—	—	定額 50,000円	・ 現行どおり継続。50,000円の補助 ・ 合併時に大幅見直しをおこなった結果この金額になっている。
91	オールジャパンジュニアトライアスロンin岸本実行委員会補助金	全国各地から小学生を中心に参加者を募集し、トライアスロン大会を開催する。	オールジャパンジュニアトライアスロンin岸本大会	50%	50%	H18年度補助額 2,500千円(上限2,500千円以下)	減額	補助額上限を5%削減	50%	50%	補助限度額上限2,370千円	・ 補助事業としては存続させる。 ・ 補助額は400,000円(H19年度)減額する。(H18年度繰越額が490,000あるため) ・ BSSの番組制作をやめて(負担金50万円削減)、参加開催募集の広告宣伝費(スポット的に行なう)に予算を移行する。
92	町民運動会溝口地区大会実行委員会補助金	実行委員会を組織し、大会の企画・準備等について協議のうえ、大会の運営にあたる。	スポーツ・レクリエーション事業	—	—	定額410千円	減額	4地区総額5%削減 配分方法は要検討	—	—		・ 他の団体補助基準と同様に会議費は補助対象外とする。 ・ 当日役員弁当代以外の食糧費は補助対象外とする。 ・ 3地区の補助金の配分方法を再度検討する必要がある。(均等割、世帯割など) ・ 3地区(溝口・二部・日光)の運動会の1本化を検討する必要がある。 ・ 現行どおり、実行委員会に補助する方式で行なう。

補助金見直し一覧

交付対象		見直し前					見直し結果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考	
93	町民運動会二部地区大会実行委員会補助金	実行委員会を組織し、大会の企画・準備等について協議のうえ、大会の運営にあたる。	スポーツ・レクリエーション事業	—	—	定額306千円	減額	同上	—	—		[No115] 町民運動会溝口地区大会実行委員会補助金 と同様
94	町民運動会日光地区大会実行委員会補助金	実行委員会を立上げ、大会の企画・準備・運営を協議のうえ、大会を運営する。	スポーツ・レクリエーション事業	—	—	定額184千円	減額	同上	—	—		[No115] 町民運動会溝口地区大会実行委員会補助金 と同様
95	岸本地区運動会	補助金ではなく岸本公民館管理運営事業として直接予算化している	スポーツ・レクリエーション事業	—	—	H18年度予算額560千円	—		—	—		・岸本地区運動会は町が直接予算化しておこなっているが、実行委員会方式に移行していく。
96	青少年育成伯耆町民会議補助金	青少年の健全育成を図る。	町民大会、巡回指導、青少年に関する事業	—	—	定額 50,000円	継続	定額補助のため補助額5%削減	—	—	定額47,000円	継続。現行どおり定額補助。但し繰越金を考慮する。
97	文化振興会補助事業	郷土の文化振興を目的とする文化振興会に対し補助を行う。	講演会、美術展開催、会報発行等の文化活動		100%	H18年度予算額1,414千円	継続	町が補完する事業		100%		・町の経費負担の抛出方法を再度検討してみる必要がある。(補助金、負担金、直接予算化するなど) ・文化振興会のあり方について見直しが必要。

補助金見直し一覧

交付対象		見直し前					見直し結果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考	
98	太鼓振興会補助金 ①風神太鼓振興会	伝統芸能の振興を支援する。	振興会運営事業	—	—	定額 300千円	継続	定額補助のため補助額5%削減	—	—	定額 285千円	・現行どおり定額補助。 ・地域の伝統文化継承に貢献している団体であり、継続して補助する。
99	太鼓振興会補助金 ②鬼面太鼓振興会	伝統芸能の振興を支援する。	振興会運営事業	—	—	定額 100千円	継続	定額補助のため補助額5%削減	—	—	定額 95千円	・現行どおり定額補助。 ・地域の伝統文化継承に貢献している団体であり、継続して補助する。
100	体育協会補助金	社会体育の振興・普及を図る。	調査研究、競技会開催、研修講習会開催・参加等	—	—	会議費 補助対象経費の10/10以内 事務局費 補助対象経費の10/10以内 事務費 ①大会運営費 補助対象経費の10/10以内 ②部活動費 補助対象経費の1/2以内 大会派遣費は、登録選手及び監督1人当り1,000円/日。但しユニフォーム助成は1着5,000円まで。 ③研修会費 上限2万円 ④調査・研究費補助対象経費の10/10以内	継続	H19年度予算見積において事務経費8%削減済み	—	—	会議費 補助対象経費の10/10以内 事務局費 補助対象経費の10/10以内 事務費 ①大会運営費 補助対象経費の10/10以内 ②部活動費 補助対象経費の45/100以内 大会派遣費は、登録選手及び監督1人当り1,000円/日。但しユニフォーム助成は1着5,000円まで。 ③研修会費 上限2万円 ④調査・研究費補助対象経費の10/10以内	継続。 ・事務局費10/10以内 大会運営費10/10以内は現行のとおり。 ・部活動費50%以内の補助率を5%削減する。
101	西部地区親善岸本剣道大会補助金	青少年の健全育成と生涯スポーツの振興を支援	西部地区親善剣道大会	—	—	定額90,000円	減額	定額90,000円⇒40,000円に減額	—	—	定額40,000円	・減額する(定額補助) ・スボ少の大会に大会補助があるのはこの大会だけである。 ・参加賞部分のみの補助にする。 ・現行定額90,000円⇒40,000円に補助額を減額

補助金見直し一覧

交付対象		見直し前					見直し結果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考	
102	グランドゴルフ協会補助金	生涯スポーツ振興・協会育成の支援	協会活動及び運営	—	—	・定額80,000円 ・協会登録料900円×50% ×226名	継続	定額補助のため補助額5%削減 協会登録料は補助率5%削減	—	—	・定額76,000円 ・協会登録料900円× $\frac{45}{100}$	・現行どおり定額補助。 ・体育協会に加入を検討する必要あり。(体協への加盟がないスポーツ団体への補助は同好会への補助となってしまう、補助目的にそぐわない)
103	ゲートボール協会補助金	生涯スポーツ振興・協会育成の支援	協会活動及び運営費(大会運営含む)	—	—	・定額65,000円 ・協会登録料1,000円×50% ×160名 ・世代間大会補助150千円	継続	定額補助のため補助額5%削減 協会登録料は補助率5%削減	—	—	・定額61,000円 ・協会登録料1,000円× $\frac{45}{100}$ ・世代間大会補助150千円	・現行どおり定額補助。 ・体育協会に加入を検討する必要あり。(体協への加盟がないスポーツ団体への補助は同好会への補助となってしまう、補助目的にそぐわない)
104	スポーツ振興事業団補助金	体育施設管理運営・町民のスポーツ振興	・岸本体育館管理運営 ・帝京すこやか村管理運営	—	—	H18年度予算額7,277千円	継続	行政が実施すべき事業を補完して実施している	—	—		
105	同和教育推進協議会補助金(人権教育・啓発推進協議会補助金)	人権・同和問題に関する教育・啓発活動の推進	研究・研修事業の主催、派遣、講演会、懇談会の開催等		100%	H18年度予算額3,770千円	継続			100%		・補助事業としては継続するが、下部組織への補助金の拠出について見直しをする。 ・保育・授業研究会補助金(4校分)80,000円は消耗品代として拠出しているので、廃止のうえ一般予算化。各支部への補助金は実費精算を行い、実質必要な部分だけを補助する。

補助金見直し一覧

交付対象		見直し前					見直し結果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考	
106	事業運営補助金(生徒部活動等補助金)	遠征試合交通災害保険料、部活動消耗品・備品購入等助成	部活動振興			各中学 366千円×2校 ・引率教員経費 1,000円/1人 ・遠征の交通災害保険料 100% ・消耗品費、備品購入 100%但し補助金限度額200千円	その他		—	—	—	・段階的にこの制度は廃止。H19は部活動備品、消耗品費については現行どおり。(H20年度から廃止) ・引率派遣補助はH18年度県条例改正により、教員特殊業務手当で改善されるため不要。 ・交通災害保険料については国の災害共済の対象になるため不要。 ・部活動備品、消耗品購入(100%補助・上限200千円)については、部活動を学校教育の一環とするなら教育費として一般会計で予算化し支出すべき。
107	全国大会等参加派遣費補助金	町民が文化活動・スポーツ大会において、県・町の代表として全国大会等へ出場する費用の助成	地区予選を経て県代表となった団体・個人、又は推薦を受けた団体・個人の大会出場	—	—	①スポーツ少年団の場合 出場登録選手1人当たり1/2以下、監督・引率責任者1人当たり10/10 ②一般団体の場合 個人 出場登録選手・監督・コーチ1名につき1/2以内。但し、一般の団体の場合、算出限度額は、国内では2万円、国外では5万円とする。 その他町長が特に必要と認める額 ・対象経費：旅費、宿泊費	継続	①スポーツ少年団の場合 出場登録選手1人当たり1/2以内、監督・引率責任者1人当たり1/2以内。但し、同一種目は年度中1回の補助とする。 ②一般団体の場合 個人 出場登録選手・監督・コーチ1名につき1/2以内。但し、同一種目は年度中1回の補助とする。但し、一般の団体の場合、算出限度額は、国内では2万円、国外では5万円とする。 その他町長が特に必要と認める額 ・対象経費：旅費、宿泊費	—	—	結果内容と同じ	・スポーツ少年団の場合において、監督・引率者の補助率を変更し、同一種目は年1回とする回数制限を設ける。

補助金見直し一覧

交付対象		見 直 し 前					見 直 し 結 果						
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要	
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考		
個 人													
108	高齢者はり、きゅう、 マッサージ施術費助成 事業	高齢者の介護予防と福祉 向上として、はり・きゅう・ マッサージの費用を助成	県保険針灸マッ サージ協会西部支 部加盟会員の施設 で受けた施術	—	—	1,000円以内/1回 12回限度/年間	継続			—	—	1,000円以内/1回 12回限度/年間	
109	ストマ用装具購入助成 事業	ぼうこう機能障害等により ストマ用装具を使用する 必要のある者に対して、ス トマ用装具を購入する際 の費用の一部を助成する	ストマ用装具購入 費用	50%	50%		廃止			—	—	—	・H18年10月から「日常生活用具 給付事業」において受益者5%負 担でのより手厚い制度に移行の ため、助成事業は廃止する
110	小規模作業所通所費 助成金	小規模作業所に通所する 心身障害児・者に対し、通 所に要する費用の一部を 助成する	小規模作業所通所 費	① 50% ② 0%	① 50% ② 100%	①公共交通機関利用者：運 賃の1/2 ②自家用車利用者：通所往 復距離(km)×16円	減額			① 50% ② 50%	① 50% ② 50%	①公共交通機関利用者：運 賃の1/2 ②自家用車利用者：通所往 復距離(km)×16円×1/2	①は現行どおり ②は補助率50%にする ・自家用車利用者(往復距離×1 6円×100%) →(往復距離×16円×50%)
111	心身障害者扶養共済 制度掛金助成	心身障害者扶養共済制度 掛金の一部を助成する。	心身障害者扶養共 済制度掛金	50%	50%	2口を限度 補助額47,000円/1口	継続			50%	50%	2口を限度 補助額47,000円/1口	
112	チャイルドシート貸出し 事業	チャイルドシート貸出を行 う	—	—	—	—	継続			—	—	—	・現在135台貸出中。 82台/ 295台が使用不能。 ・警察や交通安全協会での貸し 出しが確保されているので廃止し てもよいが、町に在庫がある間 は、貸し出し事業は継続する。 ・新たに予算組みをして追加購入 はおこなわない。

補助金見直し一覧

交付対象		見直し前					見直し結果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考	
113	農地補助災害復旧事業	災害を受けた農地の復旧支援	農地（田、畑、わさび田）の災害復旧	15%	35%	起債借入時は受益者10.0%、町30.0%	継続		15%	35%	起債借入時は受益者10.0%、町30.0%	
114	農業後継者養成事業	農業後継者養成を目的として、倉吉農業高校に入学する町内出身者に奨学金を支給する。	就農のため倉吉農業高校入学	—	—	定額6,000円/月額	継続		—	—	定額6,000円/月額	・制度として現状どおり継続する
115	三種混合予防接種補助事業	妊娠牛及びその胎児がウィルスに感染しないよう予防接種の実施に対し補助する。	雌牛への予防接種（乳用種含む）		50%		廃止	その他補助金交付基準に適合していない	—	—	—	・制度当初は、日野郡内の町がすべて実施していたが、現在はすべての町で廃止している。旧溝口町だけが残っていた。
116	子牛生産互助会補助事業	畜産経営の安定を目的に、子牛の病死等で損害を受けた場合に給付金を支給する互助会の掛金助成	互助会掛金	—	—	1,000円/1頭（農家負担：4,000円/1頭） 町として、100頭までを上限とする	廃止	その他補助金交付基準に適合していない	—	—	—	同上
117	繁殖子牛導入自家保留補助事業	町内で生産された優良な雌牛を繁殖用に保留することを支援する。	繁殖用に自家保留された雌牛の飼育	—	—	定額15,000円×15頭	継続	定額補助のため補助額5%削減	—	—	定額14,000円	
118	優良雌牛家畜導入事業	子牛価格の引き上げを目的にした優秀な雌牛の購入を補助するもの。	雌牛購入	—	—	定額100千円×25頭	継続	定額補助のため補助額5%削減	—	—	1頭当り上限95,000円	・制度としては継続する。 ・制度を利用する農家が限定されており、結果として特定の農家にだけ補助される状況となっている。 ・1農家あたりの限度額を設ける。 ・要綱が制定されていないので、制定する。

補助金見直し一覧

交付対象		見 直 し 前					見 直 し 結 果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考	
119	水田受託促進事業(中核的農家育成)	農地の集積による遊休農地等の有効利用を図り、担い手の育成及び経営規模の拡大を促進する。	農地の受託による規模拡大(更新も対象とする。)	—	—	30,000円/10a	減額	義務負担以上に上乗せ補助	—	—	・認定農業者以外は、補助額4,000円/10aに変更してこの補助制度を利用する。 ・認定農業者は、県の補助事業である担い手規模拡大促進事業、補助額8,000円/10a(県1/2 町1/2 各4,000円)の補助制度を利用する。 ※上記変更により、結果として、認定農業者と認定農業者以外に町補助が同一4,000円当てられることになる。 ・H19年度から実施する。	
120	伯耆町進学奨励金(補助金)	同和地区に居住する者の子弟で、高校、高等専門学校、大学に進学する者に対し奨励金を交付する	独立行政法人日本学生支援機構育英資金等の奨学金を受けている者	—	—	高校3,000円/月額 大学4,000円/月額	継続		—	—	高校3,000円/月額 大学4,000円/月額	
121	通学ヘルメット購入補助金(岸本中)	自転車通学の生徒のヘルメット購入助成	ヘルメット購入	50%	50%	単価2,480円×1/2	継続	補助金交付基準に適合	50%	50%	単価2,480円×1/2	現行制度のまま50%補助
122	通学ヘルメット購入補助金(溝口中)	自転車通学の生徒のヘルメット購入助成	ヘルメット購入	50%	50%	単価2,480円×1/2	継続	補助金交付基準に適合	50%	50%	単価2,480円×1/2	現行制度のまま50%補助
123	学校給食補助金	保護者の負担を軽減する。	学校給食	—	—	合併により補助額見直し補助額:10円/1食(H19年度から)	継続	合併調整で調整済	—	—	合併により補助額見直し補助額:10円/1食(H19年度から)	・継続する。合併調整ですでに調整済み。H19年度から10円/1食(小・中学校)補助。
124	伯耆町就職支度金交付金	同和地区住民で新規学卒者に対し、就職支度金を交付する。		—	—	定額 25,000円	継続		—	—	定額 25,000円	

補助金見直し一覧

交付対象		見 直 し 前					見 直 し 結 果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考	
社会福祉協議会												
125	町社会福祉協議会事務局運営費補助	町社会福祉協議会の運営費補助を行う	社会福祉協議会運営	—	—	人件費10/10 運営経費5/10	継続	H19年度予算見積事務経費8%削減	—	—	人件費10/10 運営経費5/10	
126	町社会福祉協議会償還金(デイサービスセンター運営費補助)	町社会福祉協議会の運営費補助を行う	社会福祉協議会運営		100%		継続	行政が実施すべき事業を補完して実施している		100%		義務負担
127	町社会福祉協議会愛の輪推進事業補助金・福祉ネットワークづくり事業	町社会福祉協議会の運営費補助を行う	社会福祉協議会運営	50%	50%		継続	同上	50%	50%		
128	町社会福祉協議会愛の輪推進事業補助金・ふれあいサロン事業	町社会福祉協議会の運営費補助を行う	社会福祉協議会運営	50%	50%		継続	同上	50%	50%		
129	町社会福祉協議会日常生活用具貸与事業補助	町社会福祉協議会の運営費補助を行う	社会福祉協議会運営	30%	70%		継続	同上	30%	70%		
130	町社会福祉協議会ボランティア推進事業補助金	町社会福祉協議会の運営費補助を行う	社会福祉協議会運営		100%		継続	同上		100%		
131	町社会福祉協議会本支所間ネットワーク、介護支援システム	町社会福祉協議会の運営費補助を行う	社会福祉協議会運営		100%		継続			100%		
132	町社会福祉協議会岸本老人福祉センター運営補助金	町社会福祉協議会の運営費補助を行う	社会福祉協議会運営		100%		継続			100%		

補助金見直し一覧

交付対象		見 直 し 前					見 直 し 結 果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考	
バス事業に係るもの												
133	地方バス路線運行維持対策費補助金 (バス路線維持対策補助金)	交通弱者対策としてバスの赤字路線の運行維持を支援する。	バス赤字路線の維持	—	—	H18年度補助予算額 32,057千円	廃止	バス事業見直しのため	—	—	—	H19年度スクールバス・デマンドバス事業実施のため廃止
134	バス回数乗車券交付金 (溝口町地区過疎バス路線維持対策事業)	高齢者にバス回数券を交付し、福祉の増進を図る。	バス利用	—	—	H18年度補助予算額 4,276千円	廃止	バス事業見直しのため	—	—	—	H19年度スクールバス・デマンドバス事業実施のため廃止
135	遠距離通学補助事業 小学校	遠距離通学の児童生徒の通学費を助成	通学バス定期券購入	—	—	(補助額) 岸本2,868千円 八郷1,001千円 溝口1,372千円 二部 44千円 保護者負担金は 月額750円/1人で残りを町が負担	廃止	バス事業見直しのため	—	—	—	H19年度スクールバス・デマンドバス事業実施のため廃止
136	寄宿舎生帰宅費補助金	寄宿舎生帰宅費助成	寄宿舎閉舎時帰宅費(交通費)	—	—	H18年度 500円×8人×18回	廃止	バス事業見直しのため	—	—	—	H19年度スクールバス・デマンドバス事業実施のため廃止
137	遠距離通学補助事業 中学校	遠距離通学の児童生徒の通学費を助成	通学バス定期券購入	—	—	岸本3,853千円 溝口4,162千円 保護者負担金は 月額2,000円/1人で残りを町が負担	廃止	バス事業見直しのため	—	—	—	H19年度スクールバス・デマンドバス事業実施のため廃止

補助金見直し一覧

交付対象		見 直 し 前					見 直 し 結 果					
NO	事業名	事務事業の概要	対象事業	補助率			区分		新補助率			見直し概要
				受益者	町	補助率・採択基準等備考	結果	結果内容	受益者	町	補助率・採択基準等備考	
その他												
138	職員通信講座研修補助金	職員の自己啓発の支援	自治研の通信講座受講	50%	50%		廃止	その他補助金交付基準に適合していない ・H19年度から廃止	—	—	—	・制度そのものを廃止するのではなく、必要に応じ一般の職員研修制度で対応する。
139	給食センター管理事務費(岸本)職員検診補助金	給食センター職員の基本健診負担金	町外の臨時職員の基本検診負担金	—	—	H18年度予算額 35,000円	その他	補助金になじまない事業	—	—	—	・ 補助金としての制度は廃止する。 ・ 町外の職員でも町雇用の者は雇用主である伯耆町が予算化して支払うべき。